

「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2025年度）」、  
「容量確保契約約款」に関する意見募集  
補足説明資料

2023年12月  
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、  
意見募集の対象ではありません。  
ご意見をいただく際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 「2024年度追加オークションにて主に反映される事項」の反映箇所
3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

# 1. 今回の意見募集対象文書 (1/2)

■ 今回の意見募集対象文書は「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2025年度）」と「容量確保契約約款」になります。他の容量市場に関連する文書との関係は以下のとおりです。

関連文書等	概要	公表状況
容量市場募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 2024～27年度向け：公表済
	容量市場追加オークション募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 2024年度向け：公表済 <b>2025年度向け：今回の意見募集対象</b>
	長期脱炭素電源オークション募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 2023年度応札：公表済
容量確保契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 <b>今回の意見募集対象</b>
	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 2023年度応札：公表済
容量市場関連文書	メインオークションの参加登録・応札・容量確保契約書の締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 2024～26年度向け：公表済 2027年度向け：公表済（参加登録・応札・容量確保契約書の締結編）
	実需給前に実施すべき業務（全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載
	電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載
	容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載
	実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載
	実需給期間中 リクワイアメント対応(安定電源)(変動電源(単独))(変動電源(アグリ))(発動指令電源)編	・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認等について記載
	実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編	・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続き等について記載 2024年度向け：公表済
	容量拠出金対応編	・容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認手続き等について記載

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

# 1. 今回の意見募集対象文書 (2/2)

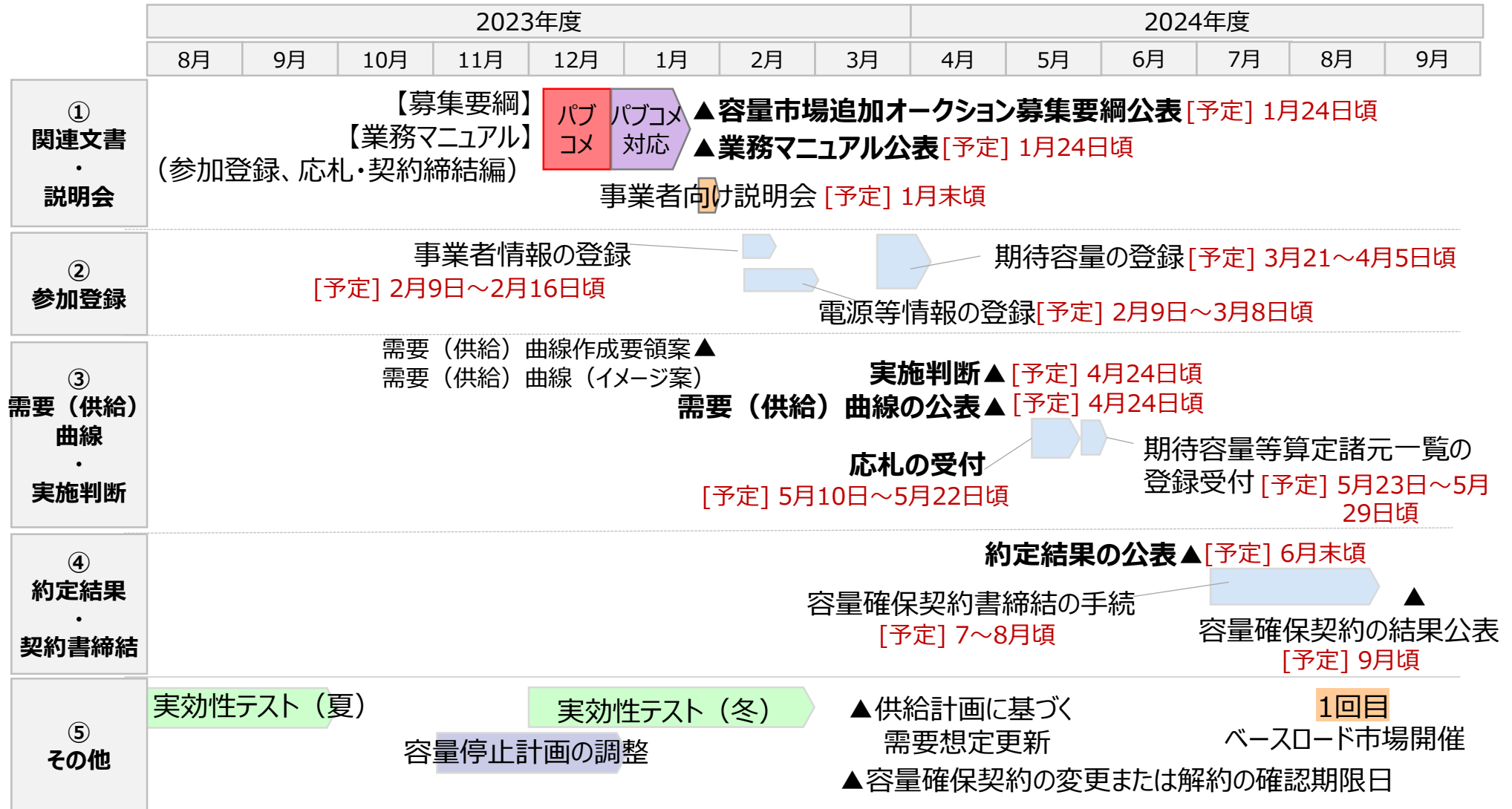
関連文書等		概要	公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加オークションの参加登録編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載
		追加オークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	・追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載
		長期脱炭素電源オークション 関連の業務マニュアル類	・長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載、等
		その他は必要に応じ発行予定	
	容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	・容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載
			2024年度向け：公表済
			2023年度応札：公表済
			必要に応じ公表予定
			公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

- 今回の意見募集対象となる「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2025年度）」と「容量確保契約約款」の案では、2024年度追加オークションに向けて整理された事項（※）の反映や記載の明確化等を行っています。

（※）2022年度に作成した「メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2026年度）」、および直近の2023年度に作成した「メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2027年度）」において反映された内容に沿った内容となります。

■ 説明会、事業者が行う手続き、その他関連イベントも含めたスケジュールは以下を予定しています。



2023年度追加オークション募集要綱からの変更点	募集要綱の反映箇所
<p><b>■ 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安定電源において、契約容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、<b>1計量単位にて、安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとしても応札可能</b>とする。</li> <li>▶ 追加オークションは2024年度（対象実需給年度：2025年度）にて適用すると整理済。</li> </ul>	<p>第3章 調達オークション募集概要 3. 募集内容（5）オ、および（7）イ 第4章 調達オークション参加登録 3. 電源等情報の登録（3）</p>
<p><b>■ 蓄電池に関する電源等の区別の扱いについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2023年度メインオークション以降のメインオークションおよび追加オークションに係る<b>蓄電池の電源区分について、安定電源と発動指令電源の選択(※)を可能</b>とする。 ※供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められる。</li> </ul>	<p>第3章 調達オークション募集概要 3. 募集内容（5）ア および イ 第7章 調達オークション契約条件 4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ</p>
<p><b>■ ブラックスタート電源を対象とした期待容量の控除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ブラックスタート電源が純揚水等※の場合、年間を通じて供給力の提供が可能な部分とブラックスタート機能に必要なkWhに分けられるため、「年間を通じて供給力の提供が可能な部分」から<b>ブラックスタート機能に必要なkWhを除いて期待容量の算定を行う</b>。</li> <li>▶ ブラックスタート電源が純揚水等以外の場合はブラックスタート機能に必要なkWhを控除せずに期待容量の算定を行う。 ※純揚水以外に、自流による貯水容量ではBS機能に必要なkWhを確保できない揚水発電所を含む。</li> </ul>	<p>第4章 調達オークション参加登録 4. 期待容量の登録</p>
<p><b>■ 追加オークションの調達量から控除する供給力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2023年度メインオークションの調達量・約定処理において、FIT電源の期待容量や追加オークションで調達を予定している供給力および本機関の電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計に、国の審議会で整理された<b>容量市場外の供給力として見込まれる控除量を加えて、調達量から控除</b>することが整理された。これを踏まえ、2024年度追加オークション（対象実需給年度：2025年度）にて反映する。</li> </ul>	<p>第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法 1. 落札電源の決定方法（1）ウ</p>

22年度メインオークションにて反映

23年度メインオークションにて反映

## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項

### (1) 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について（1 / 5）

#### 2024年度追加オークションに向けた反映

##### ■ 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について

- 安定電源において、契約容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて、安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとしても応札可能とする。
- 2022年度メインオークション（対象実需給年度：2026年度）から適用された1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の追加オークションへの適用は、2024年度追加オークション（対象実需給：2025年度）から実施するとされた。

#### 募集要綱・約款への反映内容

- 「第3章 3.募集内容」、「第4章 3.電源等情報の登録」に、1地点複数応札の内容を記載【募集要綱】



## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項

### (1) 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について（2 / 5）

#### 募集要綱での記載

#### 【募集要綱】 第3章 調達オークション募集概要

##### 【募集要綱】<変更前>

###### 3. 募集内容

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

エ1 計量単位内（※）に複数の号機（ユニット）が存在し、それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。

※「計量単位」とは、属地一般送配電事業者の託送供給等 約款に基づく計量器等（ただし、分社した旧一般電気事業者の発電所に設置された電気計器について計量法の適用を除外する特例措置の対象となっている場合はこの限りでない）が取り付けられた受電または供給地点毎を指します。



##### 【募集要綱】<変更後>

###### 3. 募集内容

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

オ1 計量単位内（※1, ※2）に複数の号機（ユニット）が存在し、それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。

※1 「計量単位」とは、属地一般送配電事業者の託送供給等 約款に基づく計量器等（ただし、分社した旧一般電気事業者の発電所に設置された電気計器について計量法の適用を除外する特例措置の対象となっている場合はこの限りでない）が取り付けられた受電または供給地点毎を指します。

※2 ただし、安定電源においては、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時（※3）に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1 計量単位にて、安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとしても登録可能です。

※3：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合

## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項

### (1) 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について（3 / 5）

10

#### 募集要綱での記載

#### 【募集要綱】 第3章 調達オークション募集概要

##### 【募集要綱】<変更前>

###### 3. 募集内容

###### (7) 応札単位

イ 変動電源（アグリゲート）の応札単位は、小規模変動電源リスト毎、発動指令電源の応札単位は電源等リスト毎とします。



##### 【募集要綱】<変更後>

###### 3. 募集内容

###### (7) 応札単位

イ 変動電源（アグリゲート）の応札単位は、小規模変動電源リスト毎、発動指令電源の応札単位は電源等リスト毎とします。

また、安定電源において、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時（※）に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて、安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとしても電源等リストに登録可能です。

※前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合

## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項

### (1) 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について（4 / 5）

#### 募集要綱での記載

#### 【募集要綱】 第4章 調達オークション参加登録

##### 【募集要綱】<変更前>

##### 3. 電源等情報の登録

- (3) 1計量単位の電源等を複数の参加登録申請者が登録することはできません。  
 ※対象実需給年度2026年度のメインオークションより導入された、1計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとして参加可能とする措置は、対象実需給年度が2024年度の調達オークションでは適用されません。



##### 【募集要綱】<変更後>

##### 3. 電源等情報の登録

- (3) 1計量単位の電源等を複数の参加登録申請者が登録することはできません。  
 ただし、1計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとして電源等リストに登録する電源については、それぞれ異なる参加登録申請者が登録することも可能です。  
 なお、1計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとして電源等リストに登録申込された電源については、安定電源または発動指令電源として当該電源の電源等情報の登録を行う容量提供事業者に対して、本機関が当該電源の発電実績等の提出を求める場合があります。

## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項

### (1) 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について（5 / 5）

#### 1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用時期について

- 新たなルールの適用には、十分な周知期間が必要であり、既に該当するリソースを確保している事業者とこれからリソースを獲得することを検討する事業者の間での公平性も求められる。
- 実需給2026年度向けメインオークションから新たなルールを適用する場合、事業者への周知やリソース確保に2年程度の期間を設けることが可能である。他方で、2024年度及び2025年度向け追加オークションについては、既にメインオークションが終了しており、実効性テストまでの期間が限られている。
- こうした状況を踏まえ、以下の3案について、公平性の確保の観点から検討が必要なのではないか。  
案1) 2024年度向け追加オークションから適用（冬の実効性テストに適用）  
案2) 2025年度向け追加オークションから適用（夏・冬の実効性テストに適用）  
案3) 2024年度及び25年度向け追加オークションには適用しない（2026年度向けメインオークションから実施）
- 案1については、各事業者は2月末に実効性テストの電源等リストの提出が完了しており、既に実効性テストに向けた作業が開始している。そのため、仮に新たなルールを適用するとしても、1地点複数応札に該当するリソースのみの電源等リストを冬の実効性テストの前までに新たに提出することが必要である。また、新規参入者や新規エリアへの参入者が実効性テストに参加するためには、一般送配電事業者との間で簡易指令システムの構築が必要となるが工事に7～8ヶ月要する。そのため、新規参入者、新規エリアへの参加者など、システム構築が完了していない場合は、実効性テストに間に合わせる事が難しい。また、システム構築済みの事業者であっても、リソース確保期間は実質数ヶ月しか確保することができない。
- 案2については、簡易指令システムの構築が可能であり、リソース確保期間は1年弱と、2026年度向けメインオークションへの適用と比較して確保できる準備期間は短いものの、一定期間を確保した上で、夏・冬いずれの実効性テストに参加することが可能である。
- 以上を踏まえ、追加オークションについては、公平性を考慮した上で可能な限り早急に適用させるといった観点からは、適用時期は案2としてはどうか。

第63回制度検討  
作業部会資料より

## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項 (2) 蓄電池に関する電源等の区分の扱いについて (1 / 4)

### 2024年度追加オークションに向けた反映

#### ■ 蓄電池に関する電源等の区分の扱いについて

- 2023年度メインオークション（対象実需給年度:2027年度）以降<sup>※1</sup>の蓄電池の電源区分については、安定電源と発動指令電源の選択が可能<sup>※2</sup>とされた。
- 安定電源の区分を選択した蓄電池は、調整係数は揚水（純揚水）と同じものを適用する。

※1 2024年度追加オークション（対象実需給年度：2025年度）についても対象とすることで、資源エネルギー庁と整理内容の主旨の確認を行っている。

※2 供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められる。

### 募集要綱・約款への反映内容

#### ■ 「第3章 3.募集概要」に、

- 供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画の計上が求められ、供給計画に計上されている、もしくは計上見込の電源が安定または変動電源に登録可能であると記載【募集要綱】
- 電源等要件に蓄電池の内容を記載【募集要綱】

#### ■ 「第7章 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」のアセスメント対象容量について、安定電源に区分された蓄電池は揚水（純揚水）と同様の扱いとして並記【募集要綱】

# 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項

## (2) 蓄電池に関する電源等の区分の扱いについて (2 / 4)

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第3章 調達オークション募集概要

#### 【募集要綱】 <変更前>

##### 3. 募集内容

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

ア 登録できる電源等は以下の区分に分類され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※期待容量については「第4章 参加登録 4. 期待容量の登録」を参照ください。

##### 安定電源 電源等要件

次の(ア)から(エ)のいずれかに該当し、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの。

(ア)水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)

(イ)火力電源

(ウ)原子力電源

(エ)再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)



#### 【募集要綱】 <変更後>

##### 3. 募集内容

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

ア 供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められるため、供給計画に計上されている、もしくは供給計画に計上する見込みがある電源が安定電源または変動電源に登録が可能です。

イ 登録できる電源等は以下の区分に分類され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※期待容量については「第4章 参加登録 4. 期待容量の登録」を参照ください。

##### 安定電源 電源等要件

次の(ア)から(オ)のいずれかに該当し、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの。

(ア)①水力電源(ただし、調整池式又は貯水池式に限る。)

②水力電源(ただし、揚水式で、1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。)

(イ)火力電源

(ウ)原子力電源

(エ)再生可能エネルギー電源

(オ)蓄電池(ただし、1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。)

## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項 (2) 蓄電池に関する電源等の区分の扱いについて (3 / 4)

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第7章 調達オークション契約条件

#### 【募集要綱】 <変更前>

#### 4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

#### 4-2 実需給期間中

#### (2) アセスメント

#### ア電源等の区分が安定電源の場合

#### (ア) 供給力の維持

- (3) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）以外の場合は提供する各月の供給力とします。

#### (ウ) 電気の供給指示への対応

- (2) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）以外の場合は提供する各月の供給力とします。



#### 【募集要綱】 <変更後>

#### 4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

#### 4-2 実需給期間中

#### (2) アセスメント

#### ア電源等の区分が安定電源の場合

#### (ア) 供給力の維持

- (3) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水） **または蓄電池** の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水） **または蓄電池** 以外の場合は提供する各月の供給力とします。

#### (ウ) 電気の供給指示への対応

- (2) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水） **または蓄電池** の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水） **または蓄電池** 以外の場合は提供する各月の供給力とします。

# 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項

## (2) 蓄電池に関する電源等の区分の扱いについて (4 / 4)

第79回制度検討  
作業部会資料より

### 容量市場における蓄電池の電源区分

- 現在蓄電池は容量市場に発動指令電源として参加することができることとされているが、2023年4月5日に開催された第77回制度検討作業部会では、系統用蓄電池の安定供給における役割への期待を踏まえ、一定規模以上の容量の蓄電池については余力活用契約の締結がリクワイアメント（調整機能「有」として容量市場へ参加した場合）となる安定電源として区分することについて御議論をいただいた。
- 現在制度設計が進められている長期脱炭素電源オークションでは、蓄電池は安定電源として区分される方向性である一方、容量市場においては電源区分が発動指令電源であることを前提として設備投資の検討が既になされた既存供給力も存在するといった御意見をいただいた。
- 蓄電池の安定供給における役割が期待される一方、例えば、発動指令電源を想定して簡易指令システムを設置済みであり専用線の敷設を想定していないといった既に投資意思決定が行われているケースがあることも踏まえ、**2027年度実需給向けメインオークション以降の蓄電池の電源区分については、安定電源と発動指令電源の選択<sup>\*1</sup>を可能とすることとしてはどうか。**
- また、蓄電池を安定電源としても参加することを可能とすにあたり、余力活用契約を締結する場合において、一般送配電事業者への聞き取りも踏まえ、余力活用運用のあり方について、考慮すべき蓄電池の特徴を整理したため、御報告させていただきたい。

\*1：供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められる。

### 安定電源として容量市場に参加する蓄電池の調整係数について

- 安定電源として参加する蓄電池の調整係数については、稼働実績に基づく設定が困難なため、長期脱炭素電源オークションにおける整理と同様に、比較的類似の運用が想定される**既存揚水発電と同じ調整係数を適用**することとしてはどうか。

#### 論点7-1 蓄電池の区分

第71回 制度検討作業会  
(2022年10月31日) 資料5

- 蓄電池は、今後、再エネの最大限の導入を図る観点からも、再エネが出力制御されるような**供給過剰の時間帯に蓄電し、需要が高まる時間帯で放電**するような行動や、**需給調整市場において調整力として活躍**する行動が期待される。
  - こうした中で、現行容量市場と同様に、蓄電池を**発動指令電源として区分する場合**、発動指令電源のリクワイアメントを満たすため、**年間12回の発動指令のためにスタンバイし続けるような行動**を取ることにより、本来期待される役割を果たされない可能性がある。
  - 今後の蓄電池に求められる行動を促す観点に加えて、**本制度で対象とする蓄電池は、1万kW以上の比較的規模の大きいものであって、DRも含めた複数のリソースを束ねて参加する発動指令電源に位置づける必要性は必ずしもないことから、本制度によって導入される蓄電池については、同様の活用が期待される揚水発電所と同様に「安定電源」に区分し、揚水発電所と同じ調整係数を適用することとしてはどうか（※）。**
- (※) このような整理により、**本制度に参加する電源等**は、「発動指令電源」に区分される電源等が存在しなくなり、「安定電源」又は「変動電源」の2つの登録区分となる。
- (※) 現行容量市場における蓄電池の扱いについても、実態を踏まえ別途検討が必要。



## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項 (3) ブラックスタート電源を対象とした期待容量の控除 (1 / 3)

### 2024年度追加オークションに向けた反映

#### ■ ブラックスタート電源を対象とした期待容量の控除

- ▶ ブラックスタート電源が純揚水の場合、年間を通じて供給力の提供が可能な部分とブラックスタート機能に必要なkWhに分けられるため、「年間を通じて供給力の提供が可能な部分」からブラックスタート機能に必要なkWhを除いて期待容量の算定を行う。
- ▶ ブラックスタート電源が純揚水以外の場合はブラックスタート機能に必要なkWhを控除せずに期待容量の算定を行う。

### 募集要綱・約款への反映内容

- 「第3章 4.期待容量の登録」に、一般送配電事業者が調達しているブラックスタート機能を有する安定電源で、発電方式の区分が「揚水（純揚水）・蓄電池」の場合、期待容量の算定にあたっては、ブラックスタート機能に必要な電力量(kWh)の相当分を除いた値を入力する【募集要綱】

## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項 (3) ブラックスタート電源を対象とした期待容量の控除 (2 / 3)

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第4章 調達オークション参加登録

#### 【募集要綱】 <変更前>

##### 4. 期待容量の登録

(6) バイオマス混焼のFIT電源（石炭混焼を除く）の期待容量は、以下のとおり算定します。

バイオマス混焼のFIT電源の期待容量 = 設備全体の期待容量 - (設備全体の期待容量 × 認定に係るバイオマス比率)

(7) 期待容量の登録に係る提出書類は以下のとおりです。

#### 【募集要綱】 <変更後>

##### 4. 期待容量の登録

(6) バイオマス混焼のFIT電源（石炭混焼を除く）の期待容量は、以下のとおり算定します。

バイオマス混焼のFIT電源の期待容量 = 設備全体の期待容量 - (設備全体の期待容量 × 認定に係るバイオマス比率)

(7) 一般送配電事業者が調達しているブラックスタート機能を有する安定電源で、発電方式の区分が「揚水（純揚水）※・蓄電池」の場合、期待容量の算定にあたっては、ブラックスタート機能に必要な電力量(kWh)の相当分を除いた値を入力してください。

※純揚水以外に、自流による貯水容量ではブラックスタート機能に必要な電力量(kWh)を確保できない揚水発電所を含む。

(8) 期待容量の登録に係る提出書類は以下のとおりです。



## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項 (3) ブラックスタート電源を対象とした期待容量の控除 (3 / 3)

### ブラックスタート機能公募への対応を検討する背景

- ブラックスタート機能（以下、BS機能）公募については、第86回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（以下、調整力等委）（2023年5月29日）の中で、BS機能に必要なkW・kWh（以下「BS必要kW・kWh」）が明確化され、一般送配電事業者は落札事業者へBS必要kW・kWhを通知することとされた。
- また、第86回制度設計専門会合（2023年6月27日）において、実需給2024～2027年度向けのBS機能公募に基づく既契約により、一般送配電事業者がBS必要kW・kWhを事後的に決定し、通知することに伴って、BS機能電源が容量市場で契約済みのリクワイアメントを果たせず、ペナルティを科される可能性もあることについて指摘があった。
- このため、第87回制度設計専門会合（2023年7月28日）の中で、BS機能の確保と需給ひっ迫対応を含めた容量市場における供給力確保に関し、論点整理を行う必要があるとして議論された。
- なお、2028年度以降の引き渡し分については、BS機能公募においてBS必要kW・kWhを明確化すること、及び純揚水においてBS機能に必要なkWhを控除して容量市場における期待容量を算定することが第86回調整力等委において整理されている。また、2027年度についても、今年度開催予定の容量市場メインオークション募集要綱において、BS機能に必要なkWhを控除したうえで期待容量の算定を求めることが明記された。

3

### 【参考】BS電源の容量市場での取扱いについて

第86回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会  
(2023年5月29日) 資料3

(参考) ブラックスタート電源の容量市場での取り扱いについて

30

- 一般送配電事業者が調達しているブラックスタート電源は、容量市場においては安定電源と区別される。安定電源として区別されているものについては、小売電気事業者等が活用しない余力の全量を卸電力市場等へ応札することをリクワイアメントとして定めている。
- **ブラックスタート電源が純揚水の場合、年間を通じて供給力の提供が可能な部分とブラックスタート機能に必要なkWhに分けられるため、「年間を通じて供給力の提供が可能な部分」からブラックスタート機能に必要なkWhを除いて期待容量の算定を行う必要がある。**
- 一方、ブラックスタート電源が純揚水以外の場合、ブラックスタート機能に必要なkWhは渇水期においても自流により貯水容量にて確保できる見通しであることから、ブラックスタート機能に必要なkWhを控除せずに期待容量の算定を行うこととする。
- 本内容については、今後発行される容量市場の募集要綱等に反映される予定である。

7

## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項 (4) 追加オークションの調達量から控除する供給力 (1 / 4)

### 2024年度追加オークションに向けた反映

#### ■ 追加オークションの調達量から控除する供給力

- 2023年度メインオークション（対象実需給年度：2027年度）の調達量・約定処理において、FIT電源の期待容量や追加オークションで調達を予定している供給力および本機関の電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計に、国の審議会で整理された**容量市場外の供給力として見込まれる控除量を加えて、調達量から控除することが整理されたことを踏まえ**、2024年度追加オークション（対象実需給年度：2025年度）の募集要綱にも反映する。

### 募集要綱・約款への反映内容

- 「第6章 1.落札電源の決定方法」の追加オークションの調達量において、国の審議会で整理された容量市場外の供給力をFIT電源の期待容量等と同様に控除する【募集要綱】

## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項 (4) 追加オークションの調達量から控除する供給力 (2 / 4)

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法

#### 【募集要綱】 <変更前>

##### 1. 落札電源の決定方法

ウ 各エリアの落札量(※1)から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性(以下「供給信頼度」)をシミュレーションにより確認します。開催判断時にエリア(ブロック)に設定した供給信頼度(以下「エリア(ブロック)の供給信頼度」)に対して供給力が不足しているエリア(ブロック)がある場合には、当該エリア(ブロック)の市場が分断され、別途約定処理を行います。(詳細は以下(2)を参照)

※1: FIT電源の期待容量、事後的に織り込む供給力(石炭混焼バイオ)、メインオークション後の算定時点の契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量を含む



#### 【募集要綱】 <変更後>

##### 1. 落札電源の決定方法

ウ 各エリアの**調達量**(※1)から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性(以下「供給信頼度」という)をシミュレーションにより確認します。開催判断時にエリア(ブロック)に設定した供給信頼度(以下「エリア(ブロック)の供給信頼度」という)に対して供給力が不足しているエリア(ブロック)がある場合には、当該エリア(ブロック)の市場が分断され、別途約定処理を行います。(詳細は以下(2)を参照)

※1: FIT電源の期待容量、事後的に織り込む供給力(石炭混焼バイオ)、**容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量**(以下「**容量市場外の見込み供給力控除量**」という)、メインオークション後の算定時点の契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の**合計**(以下「**FIT電源等の期待容量等**」という)を含む。

## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項 (4) 追加オークションの調達量から控除する供給力 (3 / 4)

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法

#### 【募集要綱】 <変更前>

##### 3. 需要曲線の概要

(3) 上記(1)の目標調達量には、FIT電源の期待容量、事後的に織り込む供給力(石炭混焼バイオ)、メインオークション後の算定時点の契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計を織り込みます。具体的な数値の公表時期は上記(2)と同様となります。

#### 【募集要綱】 <変更後>

##### 3. 需要曲線の概要

(3) 約定処理においては、FIT電源等の期待容量等を供給力に加算しません。具体的な数値の公表時期は上記(2)と同様となります。



## 2. 2024年度追加オークションにて主に反映される事項 (4) 追加オークションの調達量から控除する供給力 (4 / 4)

### 【参考】容量市場調達分からの控除量

第79回 制度検討作業部会  
(2023年5月25日) 資料3

第81回制度  
検討作業部会  
より

#### 容量市場外の供給力と控除量について

- 2023年3月29日に開催された第60回電力ガス・基本政策小委員会において、容量市場外の供給力が一定程度見込まれる状況下においては、容量市場での調達量を必要供給力の全量とするのではなく、一定量を差し引いて調達する考え方が示された。
- 2023年4月26日に開催された第78回制度検討作業部会において、供給計画と容量市場で確保された供給力の差分の分析について議論され、「発生の蓋然性が一定程度あるものの、毎年変動する」個別要因の存在が示唆された。
- この個別要因には、FIT電源期待容量の想定差や火力・水力の容量市場不参加分等、原子力増加分、休廃止増加分が存在する。このうち火力・水力の容量市場不参加分等の一部については、例えば工場の生産プロセスに影響を受ける自家発余剰のように発電量の変動が大きく、その特性から容量市場に参加することが難しいと判断してきた可能性が相対的に高い。そのため、容量市場での調達量から差し引く控除量として扱うこととしてはどうか。
- 火力・水力の容量市場不参加分は2024年度：約200万kW、2025年度：約170万kWと推定され、約120万kWについては2024年度、2025年度共に不参加となっている。容量市場に参加しない電源は各年度で発生する可能性もあるが、**控除量を保守的に見積もる観点から、両年度に共通して出現した供給力である120万kWを容量市場調達分からの控除量としてはどうか。**

# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (1) 容量市場におけるオークションの種類

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第1章 はじめに

#### 【募集要綱】 <変更前>

##### 2. 容量市場におけるオークションの種類

###### メインオークション

将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という）の4年前に実施する。

###### 追加オークション

メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある。

###### ・調達オークション

必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。

###### ・リリースオークション

必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する。



#### 【募集要綱】 <変更後>

##### 2. 容量市場におけるオークションの種類

###### メインオークション

将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という）の4年前に実施する。

###### 追加オークション

メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある。

###### ・調達オークション

必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。

###### ・リリースオークション

必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する。

###### 長期脱炭素電源オークション

脱炭素化に向けた新設・リブレース等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する。



# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (2) 参加登録が可能な事業者

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第3章 調達オークション募集概要

#### 【募集要綱】<変更前>

##### 3. 募集内容

(4) 参加登録が可能な事業者  
実需給年度において、電気事業法第二十二条の三に定める電気供給事業者であり、自らまたは他者が所有する電源等を用いて調達オークションに応札する意思がある者。



#### 【募集要綱】<変更後>

##### 3. 募集内容

(4) 参加登録が可能な事業者  
下記のアとイを満たす者が、参加登録が可能な事業者とみなします。

ア 実需給年度において、電気事業法第二十二条の三に定める電気供給事業者であり、自らまたは他者が所有する電源等を用いて調達オークションに応札する意思がある者。

イ 国内法人（日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人）であること

# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (3) 参加できない電源

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第3章 調達オークション募集概要

#### 【募集要綱】<変更前>

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

カ 以下の電源は調達オークションに参加できません。(該当する場合、電源等情報の登録は不可)

(略)

(イ) FIP制度による適用買取 期間が実需給年度と重なるFIP電源は、FIT電源に準拠して扱います。

(ウ) 本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札で落札した電源

(エ) 実需給年度中に供給力を提供できない電源 (例: 建設未完了、など)

(オ) 試行ノンファーム型接続適用電源

(カ) 専ら自家消費にのみ供される電源

ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる(逆潮流が可能な)場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能です。

(略)

#### 【募集要綱】<変更後>

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

カ 以下の電源は調達オークションに参加できません。(該当する場合、電源等情報の登録は不可)

(略)

(イ) FIP制度による適用買取 期間が実需給年度と重なるFIP電源は、FIT電源に準拠して扱います。

(ウ) 本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札で落札した電源

(エ) 実需給年度中に供給力を提供できない電源 (例: 建設未完了、など)

(オ) **(削除)**

(カ) 専ら自家消費にのみ供される電源

ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる(逆潮流が可能な)場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能です。

(略)



# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (4) 期待容量の登録

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第4章 調達オークション参加登録

#### 【募集要綱】<変更前>

##### 4. 期待容量の登録

(略)

(2) 期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。なお、供給計画に計上する見込みがある電源が登録可能です。(電源等の所有者が発電事業者該当しない場合等を除く)

容量を提供する電源等の区分

期待容量の算定方法

安定電源

電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン(以下「供計ガイドライン」という)に基づき、算定します。

(略)



#### 【募集要綱】<変更後>

##### 4. 期待容量の登録

(略)

(2) 期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。なお、供給計画に計上する見込みがある電源が登録可能です。(電源等の所有者が発電事業者該当しない場合等を除く)

容量を提供する電源等の区分

期待容量の算定方法

安定電源

電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン(以下「供計ガイドライン」という) **および公表された調整係数**に基づき、算定します。

(略)

# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (5) 調達オークション応札方法

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第5章 調達オークション応札方法

#### 【募集要綱】 <変更前>

1. 応札方法  
(略)
  - (4) 応札容量の最小値は1,000キロワットとし、応札容量の最大値は調達オークション参加資格通知書に記載されている応札上限容量とします。なお、応札容量は1キロワット単位で登録できます。
  - (5) 応札価格は1円単位で登録できます。
  - (6) 期待容量を登録した電源等毎に応札情報を登録してください。
  - (7) 応札の受付期間終了後、期待容量等算定諸元一覧（様式2）に応札情報に関する必要事項を記載の上、本機関が指定する期限までに提出してください。  
※発動指令電源の場合は提出不要です。
  - (8) 上記（7）で提出された期待容量等算定諸元一覧の記載内容に不備がある場合、本機関は事業者はその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに記載内容を修正の上、期待容量等算定諸元一覧を再提出していただきます。本機関が指定する期限までに当該不備が解消されない場合は、容量確保契約の解約となる場合があります。



#### 【募集要綱】 <変更後>

1. 応札方法  
(略)
  - (4) 応札容量の最小値は1,000キロワットとし、応札容量の最大値は調達オークション参加資格通知書に記載されている応札上限容量とします。なお、応札容量は1キロワット単位で登録できます。
  - (5) 応札価格は1円単位で登録できます。**なお、応札価格は税抜きで登録してください。**
  - (6) 期待容量を登録した電源等毎に応札情報を登録してください。
  - (7) 応札の受付期間終了後、期待容量等算定諸元一覧（様式2）に応札情報に関する必要事項を記載の上、本機関が指定する期限までに提出してください。  
※発動指令電源の場合は提出不要です。
  - (8) 上記（7）で提出された期待容量等算定諸元一覧の記載内容に不備がある場合、本機関は事業者はその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに記載内容を修正の上、期待容量等算定諸元一覧を再提出していただきます。本機関が指定する期限までに当該不備が解消されない場合は、**応札が認められない**場合があります。

# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (6) 落札電源の決定方法

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法

#### 【募集要綱】 <変更前>

##### 1. 落札電源の決定方法

(略)

ウ 各エリアの落札量(※1)から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性(以下「供給信頼度」)をシミュレーションにより確認します。開催判断時にエリア(ブロック)に設定した供給信頼度(以下「エリア(ブロック)の供給信頼度」)に対して供給力が不足しているエリア(ブロック)がある場合には、当該エリア(ブロック)の市場が分断され、別途約定処理を行います。(詳細は以下(2)を参照)

※1: FIT電源の期待容量、事後的に織り込む供給力(石炭混焼バイオ)、メインオークション後の算定時点の契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量を含む

エ 発動指令電源は、H3 需要の1%を上限に調達します(北海道エリアを除く)。



#### 【募集要綱】 <変更後>

##### 1. 落札電源の決定方法

(略)

ウ 各エリアの**調達量**(※)から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性(以下「供給信頼度」という)をシミュレーションにより確認します。開催判断時にエリア(ブロック)に設定した供給信頼度(以下「エリア(ブロック)の供給信頼度」という)に対して供給力が不足しているエリア(ブロック)がある場合には、当該エリア(ブロック)の市場が分断され、別途約定処理を行います。(詳細は以下(2)を参照)

※ FIT電源の期待容量、事後的に織り込む供給力(石炭混焼バイオ)、**容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量**(以下「**容量市場外の見込み供給力控除量**」という)、メインオークション後の算定時点の契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の**合計**(以下「**FIT電源等の期待容量等**」)を含む。**ただし、石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること(供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの)を前提に、以下の場合、応札後に当該設備のFITおよび非FIT分の供給力を期待容量として織り込みます。**

a FIT制度の適用を想定して応札しなかった場合

b 「1. 落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合(この場合、当該非落札電源をFIT電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア(ブロック)の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源をFIT電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします)

エ 発動指令電源は、H3 需要の1%を上限に調達します(北海道エリアを除く)。

なお、追加オークションの開催判断前までに発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を発動指令電源の調達上限に追加します。

# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (7) 需要曲線の決定方法

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法

#### 【募集要綱】<変更前>

##### 3. 需要曲線の概要

(略)

ア 入札価格による価格変動幅を小さくできる傾斜型の需要曲線を採用し、上限価格を設定します。

(略)

(2) 本機関は、実需給年度が2024年度の調達オークションにおける指標価格、目標調達量等を、実需給年度が2024年度の調達オークション需要曲線の公表にあわせて、公表します。具体的な、指標価格、目標調達量等の公表時期は「第2章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。

(3) 上記(1)の目標調達量には、FIT電源の期待容量、事後的に織り込む供給力(石炭混焼バイオ)、メインオークション後の算定時点の契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計を織り込みます。具体的な数値の公表時期は上記(2)と同様となります。



#### 【募集要綱】<変更後>

##### 3. 需要曲線の概要

(略)

ア **応札**価格による価格変動幅を小さくできる傾斜型の需要曲線を採用し、上限価格を設定します。

(略)

(2) 本機関は、実需給年度が2025年度の調達オークションにおける指標価格、目標調達量等を、実需給年度が2025年度の調達オークション需要曲線の公表にあわせて、公表します。具体的な、指標価格、目標調達量等の公表時期は「第2章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。

(3) **約定処理においては、FIT電源等の期待容量等を供給力に加算します。**具体的な数値の公表時期は上記(2)と同様となります。**ただし、石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること(供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの)を前提に、以下の場合、応札後に当該設備のFITおよび非FIT分の供給力をFIT電源等の期待容量等に織り込みます。**

a FIT制度の適用を想定して応札しなかった場合

b 「1. 落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合(この場合、当該非落札電源をFIT電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア(ブロック)の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源をFIT電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします)

# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (8) リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第7章 調達オークション契約条件

#### 【募集要綱】 <変更前>

4-1 実需給期間前

#### 2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

(略)

イ 調達オークション応札時の応札価格が、当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源

(略)

(3) 上記(1)アに対する電源等の経過年数に応じた控除並びに電源等の経過年数に応じた控除額係数、および(1)イに対する入札内容に応じた控除並びに入札内容に応じた控除額係数については、容量確保契約約款の附則(2020年6月30日(2023年2月1日改定))の第2条にて規定します。

(4) 上記(1)アに対する電源等の経過年数に応じた控除額係数に、上記(1)イに対する入札内容に応じた控除額係数を乗じたものを、経過措置控除係数とします。

(5) 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定方法については、容量確保契約約款の附則(2020年6月1日(2023年 月 日改定))の第2条にて規定します。



#### 【募集要綱】 <変更後>

4-1 実需給期間前

#### 2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

(略)

イ 調達オークション応札時の応札価格が、当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源

(略)

(3) 上記(1)アに対する電源等の経過年数に応じた控除並びに電源等の経過年数に応じた控除額係数、および(1)イに対する入札内容に応じた控除並びに入札内容に応じた控除額係数については、容量確保契約約款の附則(2021年7月1日(2024年●月●日改定))の第2条にて規定します。

(4) 上記(1)アに対する電源等の経過年数に応じた控除額係数に、上記(1)イに対する入札内容に応じた控除額係数を乗じたものを、経過措置控除係数とします。

(5) 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定方法については、容量確保契約約款の附則(2021年7月1日(2023年●月●日改定))の第2条にて規定します。

# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (8) リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第7章 調達オークション契約条件

#### 【募集要綱】<変更前>

##### 4-1 実需給期間前

(略)

##### (3) ペナルティ

(略)

#### ア 電源等の区分が安定電源の場合 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または実需給期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを市場退出とし、以下の計算式で経済的ペナルティを科します。なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更した上で、ペナルティを科さない場合があります。

経済的ペナルティ(円) = 容量確保契約金額 × 10%  
(「本章3. 市場退出」に記載の市場退出に係るペナルティが、別途科されることはありません。)



#### 【募集要綱】<変更後>

##### 4-1 実需給期間前

(略)

##### (3) ペナルティ

(略)

#### ア 電源等の区分が安定電源の場合 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または実需給期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを市場退出とし、以下の計算式で経済的ペナルティを科します。なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更した上で、**経済的**ペナルティを科さない場合があります。

経済的ペナルティ(円) = 容量確保契約金額 × 10%  
(「本章3. 市場退出」に記載の市場退出**時の経済的**ペナルティが、別途科されることはありません。)



# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (8) リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第7章 調達オークション契約条件

#### 【募集要綱】<変更前>

##### 4-2 実需給期間中

(略)

##### (1) リクワイアメント

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

##### (イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること

※出力抑制に伴う停止計画は除く。

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします。

- 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に応札可能な市場が存在しない場合
- 2) 燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された時間帯は除く）

(略)

- 4) 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量以上の場合

#### 【募集要綱】<変更後>

##### 4-2 実需給期間中

(略)

##### (1) リクワイアメント

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

##### (イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること

※出力抑制に伴う停止計画は除く。

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします。

- 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に応札可能な市場が存在しない場合
- 2) 燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需要バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）

(略)

- 4) 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量以上の場合



# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (8) リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第7章 調達オークション契約条件

#### 【募集要綱】<変更前>

##### 4-2 実需給期間中

###### (ウ) 電気の供給指示への対応

実需給年度の容量停止計画を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること。

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- 1) 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- 2) 属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合
- 3) その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合



#### 【募集要綱】<変更後>

##### 4-2 実需給期間中

###### (ウ) 電気の供給指示への対応

実需給年度の容量停止計画を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること。

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- 1) 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- 2) 属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合
- 3) その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (8) リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第7章 調達オークション契約条件

#### 【募集要綱】 <変更前>

##### 4-2 実需給期間中

(略)

##### (1) リクワイアメント

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(略)

##### (ア) 発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所への入札を通じて、適切に提供すること

ただし、属地一般送電事業者による発動指令の概要は以下のとおりとします。

- 1) 年間発動回数 = 12回（1日の上限は1回）
- 2) 発動指令 = 応動の3時間以上前
- 3) 継続時間 = 3時間（土曜日、日曜日、および祝日を除く9時～20時の間）

※上記リクワイアメントに関わらず、属地一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります。（ペナルティの対象外）

※属地一般送配電事業者から発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力市場等への応札を通じて適切に供給力を提供することとします。



#### 【募集要綱】 <変更後>

##### 4-2 実需給期間中

(略)

##### (1) リクワイアメント

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(略)

##### (ア) 発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札を通じて、適切に提供すること

ただし、属地一般送電事業者による発動指令の概要は以下のとおりとします。

- 1) 年間発動回数 = 12回（1日の上限は1回）
- 2) 発動指令 = 応動の3時間以上前
- 3) 継続時間 = 3時間（土曜日、日曜日、および祝日を除く9時～20時の間）

※上記リクワイアメントに関わらず、属地一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります。（**経済的**ペナルティの対象外）

※属地一般送配電事業者から発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力**取引所**等への応札を通じて適切に供給力を提供することとします。

# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (9) リリースオークション後の契約条件

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第12章 リリースオークション後の契約条件

#### 【募集要綱】<変更前>

1. リリースオークション（部分リリース）後の容量確保契約金額  
容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/キロワット）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（キロワット）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

$$= \text{契約単価}^{\ast 1} \times \text{契約容量}^{\ast 2}$$

－ 経過措置控除額<sup>※3</sup>

－ 調整不調電源に科される経済的ペナルティ<sup>※4</sup>

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量となります。

※3：メインオークションの経過措置控除額の定めに準じます。

※4：メインオークションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの定めに準じます。



#### 【募集要綱】<変更後>

1. リリースオークション（部分リリース）後の容量確保契約金額  
容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/キロワット）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（キロワット）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

$$= \text{契約単価}^{\ast 1} \times \text{契約容量}^{\ast 2}$$

－ **容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額**<sup>※3</sup>

－ 調整不調電源に科される経済的ペナルティ<sup>※4</sup>

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量となります。

※3：メインオークションの**容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額**の定めに準じます。

※4：メインオークションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの定めに準じます。

# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (9) リリースオークション後の契約条件

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 第12章 リリースオークション後の契約条件

#### 【募集要綱】<変更前>

3. リリースオークション交付額の支払・請求額の請求について  
(1) リリースオークション交付額または請求額は、リリースオークションの落札結果に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる、または請求する金額をいい、落札された電源毎に以下の計算式で算定します。その額が正值となる場合は交付金額とし、負値となる場合は請求金額とします。  
なお、リリース対象となる電源等がメインオークション時の経過措置対象電源である場合は、リリースオークション交付額または請求額の算定にあたり、経過措置控除を適用します。

リリースオークション交付額/請求額 (円) ※1  
= {メインオークションの契約単価※2 - リリースオークションの約定価格 × (1 - 控除率※3)} × リリース容量  
※1: 正值の場合は本機関より容量提供事業者へ交付、負値の場合は請求とし、  
円未満の端数は切り捨てして算定したもの  
※2: 容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したものの  
※3: メインオークション時の控除率



#### 【募集要綱】<変更後>

3. リリースオークション交付額の支払・請求額の請求について  
(1) リリースオークション交付額または請求額は、リリースオークションの落札結果に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる、または請求する金額をいい、落札された電源毎に以下の計算式で算定します。その額が正值となる場合は交付金額とし、負値となる場合は請求金額とします。  
なお、リリース対象となる電源等がメインオークション時の経過措置対象電源である場合は、リリースオークション交付額または請求額の算定にあたり、経過措置控除を適用します。

リリースオークション交付額または請求額 (円) ※1  
= {メインオークションの契約単価※2 - リリースオークションの約定価格  
× (1 - 電源等の経過年数に応じた控除額係数※3※4 × 入札内容に応じた控除額係数※5)} × リリース容量  
※1: 正值の場合は本機関より容量提供事業者へ交付、負値の場合は請求とし、  
円未満の端数は切り捨てして算定したもの  
※2: 容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したものの  
※3: 電源等の経過年数に応じた控除額係数は、容量確保契約約款の附則(2021年7月1日(2024年●月●日改定))の第2条第1項および第2項によります  
※4: 落札された電源等に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します  
この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します  
※5: 入札内容に応じた控除額係数は、容量確保契約約款の附則(2021年7月1日(2024年●月●日改定))の第2条第1項および第3項によります

# 3. 2024年度追加オークション募集要綱にて明確化のため反映する事項

## (10) 様式1

### 募集要綱での記載

### 【募集要綱】 様式1

#### 【募集要綱】<変更前>

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

(略)

(誓約事項)

1. 容量オークションの募集要綱にしたがって手続きを行うこと。

(略)



#### 【募集要綱】<変更後>

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

(略)

(誓約事項)

1. 容量オークションの各募集要綱にしたがって手続きを行うこと。

(略)

## 4. 「容量確保契約約款」の変更箇所

- 「容量確保契約約款」の案については、記載内容の明確化や募集要綱と整合を取るための変更を行っています。2023年8月に施行したものからの変更箇所は次ページ以降のとおりです。

## 約款での記載

## 【約款】 第18条 実需給中のアセスメント

### 【約款】

### <変更前>

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札  
容量停止計画※が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に入札しているか確認します  
※出力抑制に伴う停止計画は除く  
なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします  
・リクワイアメント未達成量※1 = 発電余力 - 卸電力取引所等に入札した容量※2※3  
・発電余力※1 = アセスメント対象容量 - 発電計画  
※1: 負値となる場合は零とします  
※2: 提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約等の妥当性が確認できない場合は発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします  
※3: 卸電力取引所等に入札した容量とは、卸電力取引所等に入札したが落札されなかった容量とします

### 【約款】

### <変更後>

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札  
容量停止計画※が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に入札しているか確認します  
※出力抑制に伴う停止計画は除く  
なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします  
・リクワイアメント未達成量※1 = 発電余力 - 卸電力取引所等に入札した容量※2※3  
・発電余力※1 = アセスメント対象容量 - 発電計画値  
※1: 負値となる場合は零とします  
※2: 提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約等の妥当性が確認できない場合は発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします  
※3: 卸電力取引所等に入札した容量とは、卸電力取引所等に入札したが落札されなかった容量とします



## 約款での記載

## 【約款】 第18条 実需給中のアセスメント

【約款】

<変更前>

- (3) 電気の供給指示への対応  
属地一般送配電事業者からの電気の供給指示への対応有無を確認します  
なお、電気の供給指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします



【約款】

<変更後>

- (3) 電気の供給指示への対応  
前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示への対応有無を確認します  
なお、電気の供給指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします

## 約款での記載

## 【約款】 第4条 契約期間

### 【約款】 <変更前>

(新設)



### 【約款】 <変更後>

第4条 リリースオークション交付額の交付またはリリースオークション請求額の請求

1. 対象実需給期間が2025年度以降のリリースオークションにおける交付額または請求額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

リリースオークション交付額または請求額※1

$$= \{ \text{メインオークションの契約単価} \times 2 - \text{リリースオークションの約定価格} \\ \times (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除額係数} \times 3 \times 4 \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times 5) \} \\ \times \text{リリース容量}$$

※1：正值の場合は市場管理者より発電事業者等へ交付、負値の場合は請求とし、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したもの

※3：電源等の経過年数に応じた控除額係数は本附則（2021年7月1（2024年●月●日改定））第2条第1項および第2項によります

※4：落札された電源等に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、本附則（2021年7月1（2024年●月●日改定））第2条第1項および第2項による電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します  
この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します

※5：入札内容に応じた控除額係数は本附則（2021年7月1（2024年●月●日改定））の第2条第1項および第3項によります

2. 第1項に基づき算定されたリリースオークション交付額は、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額をリリースオークション交付額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）のリリースオークション交付額（各月）はリリースオークション交付額から最終月（3月分）以外のリリースオークション交付額（各月）の合計を差し引いたものとします。

3. リリースオークション交付額（各月）は、容量確保契約金額（各月）と合わせて交付します。

4. 第1項に基づき算定されたリリースオークション請求額は、契約変更後、対象実需給期間の前年度末までに容量提供事業者へ請求します。

5. 本約款の第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティが発生している場合、第1項のリリースオークションにおける交付額または請求額を調整する場合があります。